

＼ 宮城県として **初** の締結！ ／

宮城県と鹿島建設株式会社東北支店との 「建築物木材利用促進協定締結式」 を開催します！

このたび、宮城県は鹿島建設株式会社東北支店と「建築物木材利用促進協定」を締結することとし、下記のとおり協定締結式を行いますのでお知らせいたします。

木造建築に優れた技術と豊富な知識を持つ鹿島建設株式会社東北支店と県が協働・連携していくことにより、民間建築物における木材利用が積極的に促進されることを目指します。

また、宮城県が建築物木材利用促進協定を締結するのは本協定が**初めて**となります。皆さまにおかれましては、ぜひ取材くださいますようお願いいたします。

記

- 日時・場所 令和8年2月2日（月）午前11時10分～午前11時25分
宮城県行政庁舎4階 庁議室
- 出席者 鹿島建設株式会社東北支店 横井 隆幸 執行役員東北支店長
宮城県 村井 嘉浩 知事
- 協定概要 別添資料をご覧ください。
- その他 ・取材いただける場合は、1月29日（木）正午までに、下記事項をE-Mail（rinsinf@pref.miyagi.lg.jp）またはFAXにて送付いただきますようお願い申し上げます。

林業振興課 みやぎ材流通推進班 佐藤 宛 FAX 022-211-2919

貴社名	
御出席者名	
御連絡先電話番号	



宮城県と鹿島建設株式会社東北支店との 建築物木材利用促進協定



鹿島建設(株)東北支店による取組

宮城県内の自社設計の建築物や開発物件において、木材を積極的に利用することにより、健全な森林の育成と脱炭素社会の実現に貢献する。

【具体的な取組内容】

- ①社有施設、自社開発物件等で積極的に木材を利用し、その際、宮城県産材の利用を推進する。
- ②林業と建設業をつなぎ、持続可能なサプライチェーンの構築に努める。
- ③木造建築に関する技術や知見の蓄積に努め、中高層建築などの木造・木質化を積極的に推進する。
- ④木材利用の意義やその取組について、社外へ情報発信する。

県による支援

- 活用可能な補助事業等の情報提供の実施
- 木材利用の専門家等の紹介など

【建築物木材利用促進協定とは】

- 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(通称:都市(まち)の木造化推進法)(令和3年改正施行)」に基づく制度。
- 建築主等である事業者が、国又は地方公共団体と協定を結び、協働・連携して自主的に木材利用に取り組み、民間建築物における木材利用を促進するもの。